

役員報酬規程

社会福祉法人 もやい聖友会

社会福祉法人 もやい聖友会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条の規程に基づき、役員報酬等について必要なことを定める。

(定義)

第2条 この規程に基づいて報酬を支給する役員は次に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事

(役員職務)

第3条 役員職務は以下のとおりとする。

- (1) 理事長 社会福祉法人 もやい聖友会の最高経営責任者とし、定款第9条に定める理事会(以下理事会)を開催し、その業務を法及び定款その他の規則に基づいて執行する。
- (2) 常務理事 理事長を補佐して法人経営に従事するとともに、理事会に出席し、議決を行う。

(常勤役員報酬の額)

第4条 第2条第1項および第2項に掲げる者の報酬は各月に支払うものとし、その体系及び額は以下のとおりとする。

- (1) 理事長報酬 月額 860,000 円
- (2) 常務理事報酬 月額 500,000 円
- (3) 交通費 実費相当額(上限は 15,000 円)

(費用弁償)

第6条 役員(理事・評議員・監事)の理事会・評議員会など会議等への出席については、1回につき5,000円を交通費として支給する。但し、役員を兼ねる職員は除く。

(その他)

第7条 以上で定めるもののほか、必要な事項は理事会で決定する。

附則

この規程は、2015年12月1日から施行する。

別表

名 称	費用 (1回)
理事会・評議員会出席交通費	5,000 円